

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の対応状況

平成28年4月19日

警察庁生活安全局生活安全企画課

人身安全関連事案の特徴と対応

特徴

- 警察が認知した段階では、被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが極めて高い。
- 被害者やその親族等に対して強い殺意を有している場合、検挙される危険性を考えずに大胆な犯行に及ぶことがある。

対応

加害者が被害者等に危害を加えることが物理的に不可能な状況を速やかに作り上げ、被害者等の安全を確保することが最優先。

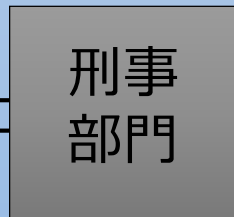
人身安全関連事案対処体制の確立

事案の危険性・切迫性を見極め、適切な措置を執るためには、知見と経験を蓄積し体制の充実した警察本部が主導して対応に当たることが必須

→都道府県警察に対処体制の確立を指示

本部対処体制

警察署からの報告の一元的窓口となって事案を認知した後、行為者の事件検挙、行政措置、被害者の保護対策等に関する警察署への指導・助言・支援を一元的に行う。



現場支援要員

警察署に派遣されて事件検挙や保護対策等の支援を行う要員

その他 必要な捜査力

個別の事態に応じて、刑事部捜査第一課特殊班等の積極的な投入

警察署対処体制

人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時に優先的に指名される要員をあらかじめ指定。

署長



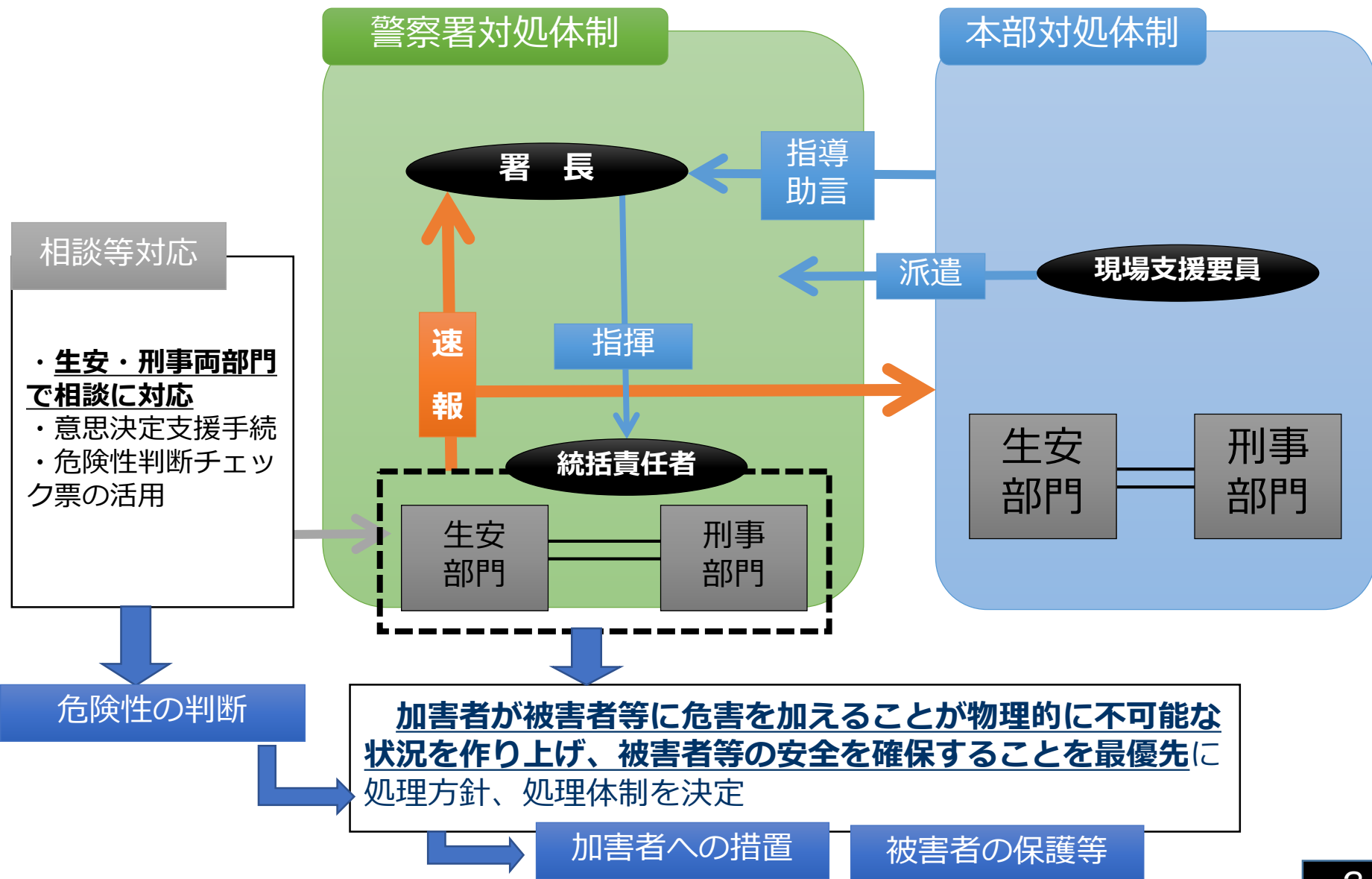
統括責任者

生安部門

刑事部門

平成26年4月1日までに全都道府県警察において体制確立済。

人身安全関連事案への対応の流れ



ストーカー事案への対応

警察への相談等

意思決定支援手続
危険性判断

刑罰法令に抵触
(暴行・傷害・脅迫・
器物損壊・住居侵入等)

検挙

保護観察
所等との
連携

**ストー
カー規
制法に
抵触**

ストー
カー行
為

告訴

ストーカー行為罪

警告を求める
旨の申出

警告

禁止命令等

禁止命令等違反罪

仮の
命令

援助を受けたい旨の申出

警察本部長等による援助

その他の措置

- ・被害者等の避難、防犯指導
- ・GPS機能付緊急通報装置・防犯カメラの貸出し等
- ・相手方への指導・警告
- ・パトロール等身辺の警戒

- ・被害防止措置の教示
- ・被害防止のための適切な措置
(110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧制限事務における支援等)
- ・被害防止に資する物品の教示・貸出
- ・被害防止交渉に関する助言 等

「すべての女性が輝く社会」の実現 ～安全・安心な暮らしの確保～

ストーカー事案～女性の安全・安心な暮らしを脅かす

警察における認知件数 2万2,823件(平成26年中)
特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験(内閣府調査)
女性の約10人に1人

「すべての女性が輝く政策パッケージ」

(平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)

○ストーカー対策の抜本的強化

関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ

ストーカー総合対策関係省庁会議
内閣府、警察庁、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、国土交通省

1 ストーカー事案に対応する体制の整備

- ◆警察では、警察官等の増員、女性警察官による対応ができる体制の整備促進、組織的な対応の推進
- ◆地方公共団体の窓口、人権擁護機関、検察、法テラス、学校等では、切れ目のない適切な支援、研修・マニュアル等による支援の充実
- ◆地域における関係機関の協議会(例:配偶者暴力に関するもの)を活用しつつ、関係機関の連携協力の推進

2 被害者等の一時避難等の支援

- ◆婦人相談所における一時保護の実施、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組の促進
- ◆婦人保護施設における中長期支援、婦人相談所等における住宅・就業の情報提供、公的賃貸住宅への優先入居等の推進のための取組
- ◆経済面からの支援として、弁護士費用の負担軽減、引き続き地方交付税措置

3 被害者情報の保護

- ◆被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者による被害者等の情報の保護
- ◆加害者による個人情報に係る閲覧や証明書制度の不当利用の防止、被害者等の安全の確保を図る上での配慮について広報啓発の推進

4 被害者等に対する情報提供等

- ◆相談・支援窓口や事案への対処について国民の理解を深めるための広報啓発の推進
- ◆被害実態等の的確な把握のための取組、地方公共団体等に対する情報提供

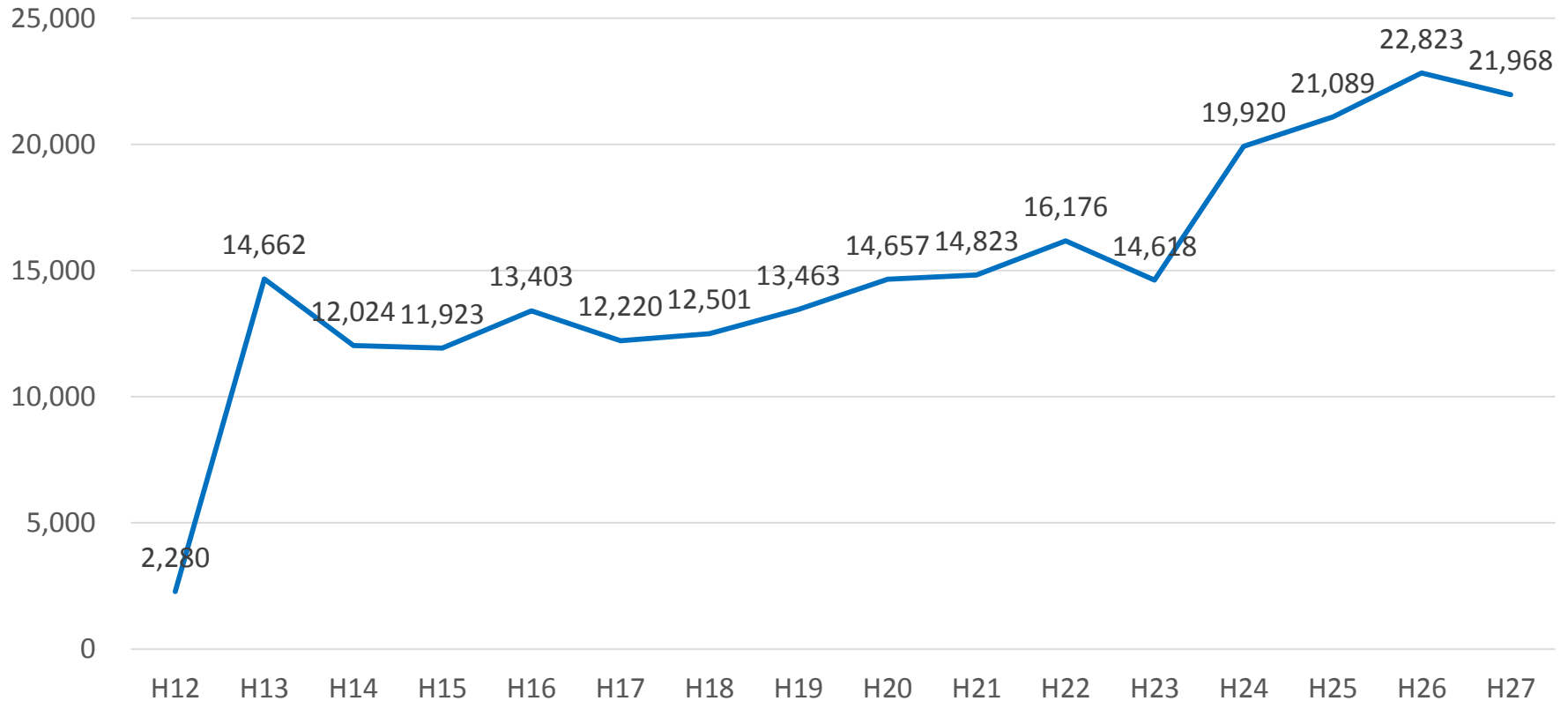
5 ストーカー予防のための教育等

- ◆ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、若年層を対象とする予防啓発や、インターネットの適切な利用とその危険性に関する教育啓発の推進
- ◆研修等により教育関係者等の理解を促進

6 加害者に関する取組の推進

- ◆警察では、被害者等の保護を最優先に組織による迅速・的確な対応、対処能力の向上の推進
- ◆様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛け、保護観察付執行猶予となった者に対して保護観察所と警察との連携による特異動向等の把握・措置、受刑者・少年院在院者に対して問題性を考慮したプログラムの実施・充実
- ◆ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的手法に関する調査研究や、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査の実施

平成27年中のストーカー事案 (相談件数等の推移)

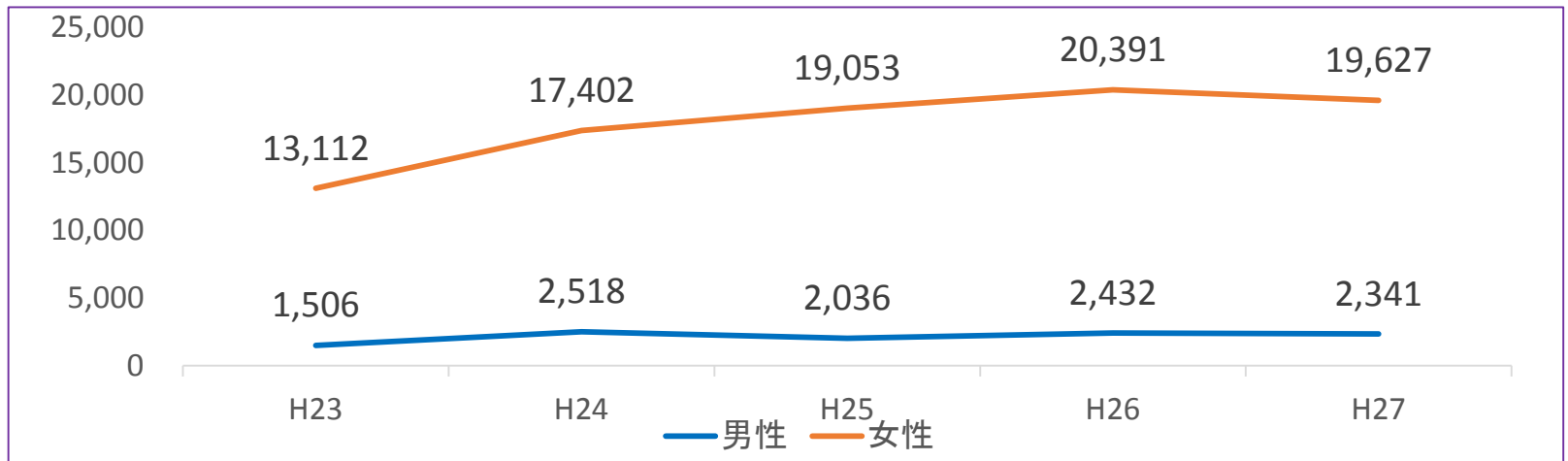


注1) 執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。

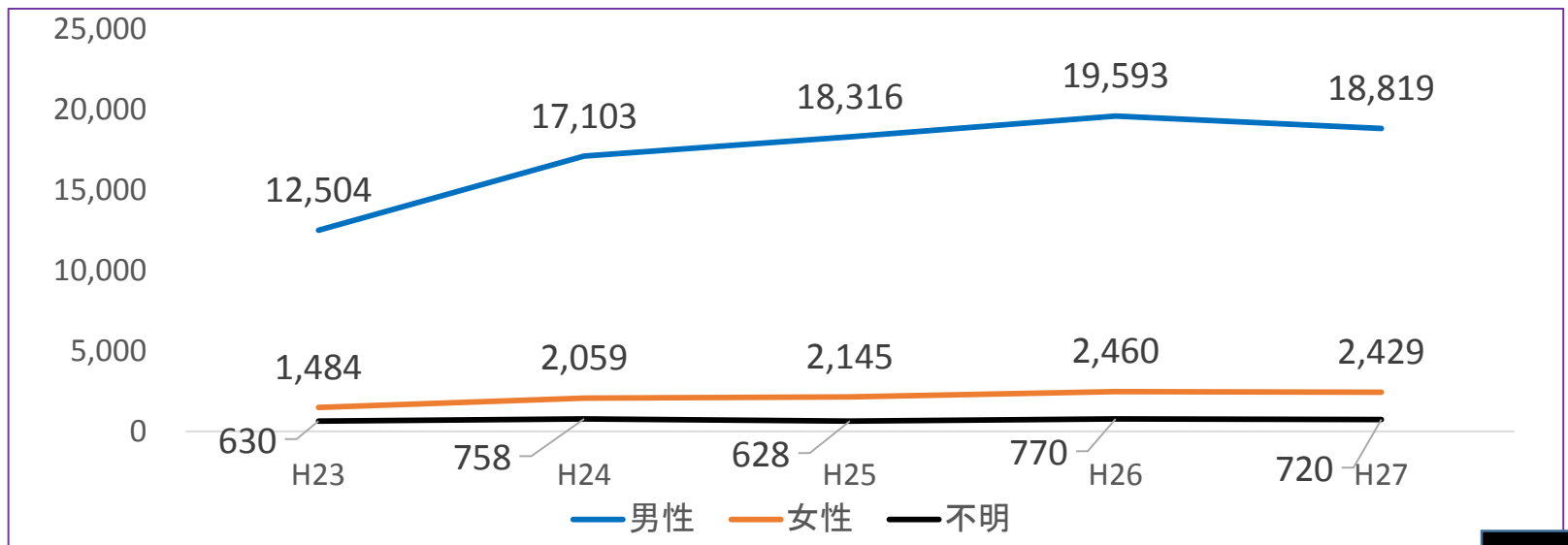
注2) 平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の認知件数

平成27年中のストーカー事案 (被害者・加害者の性別推移)

被害者

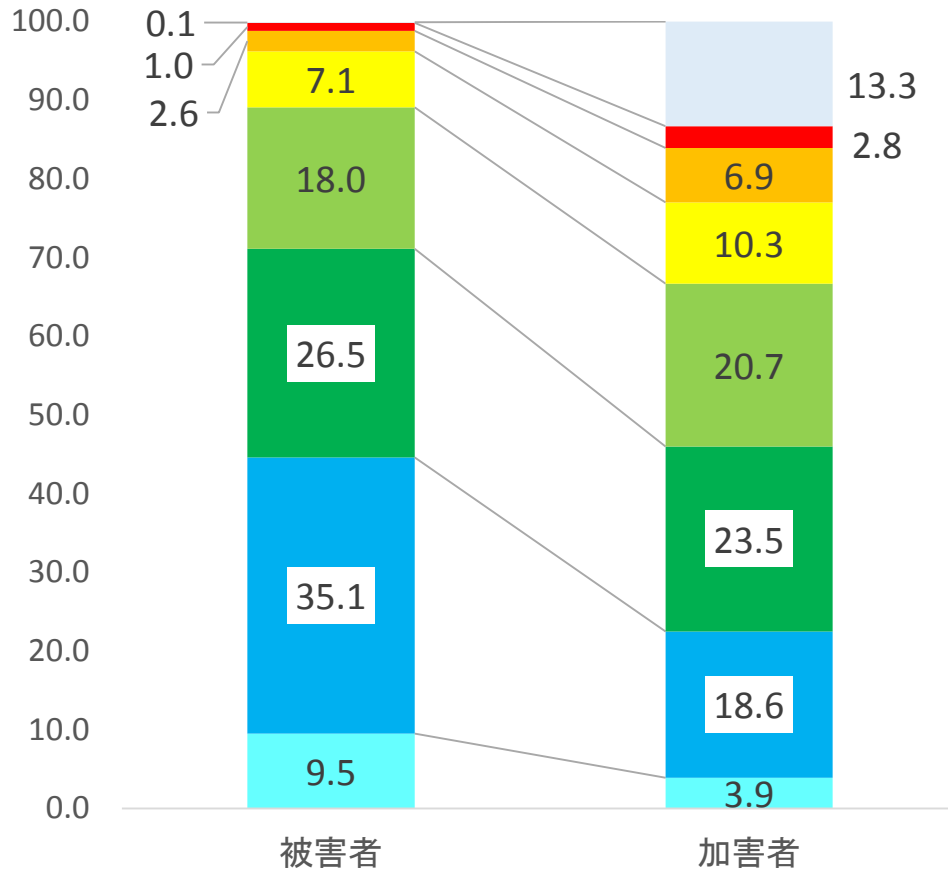


加害者

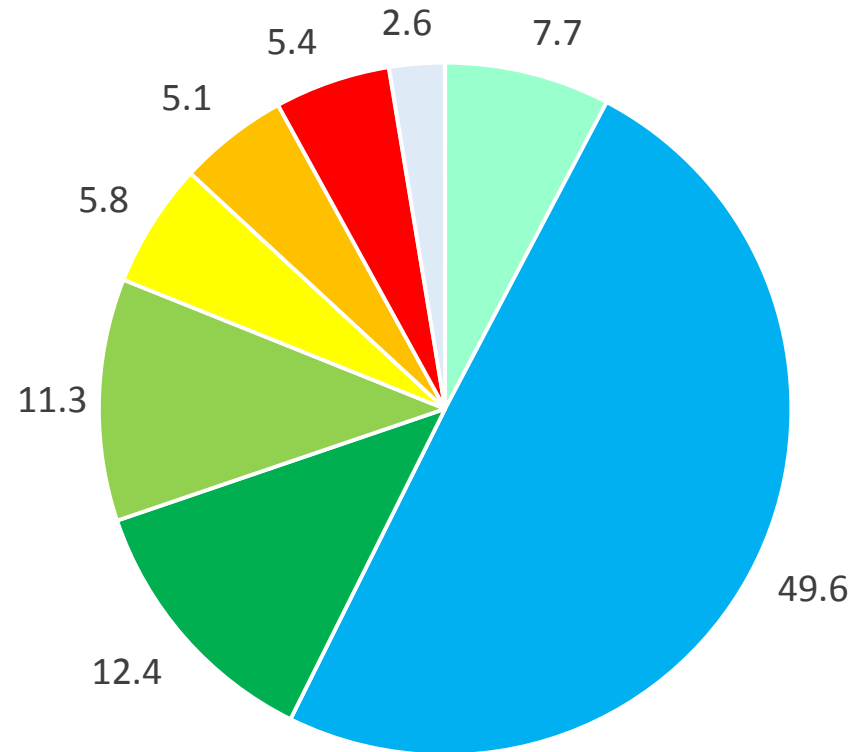


平成27年中のストーカー事案 (被害者・加害者の年齢・関係)

年齢



関係



- 10歳代
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳代
- 70歳以上
- 年齢不詳

- 配偶者(元を含む)
- 知人友人
- 同僚・職場関係
- 面識なし
- その他
- 関係不明
- 密接関係者
- 交際相手(元を含む)

平成27年中のストーカー事案 (動機・行為形態別状況)

動機

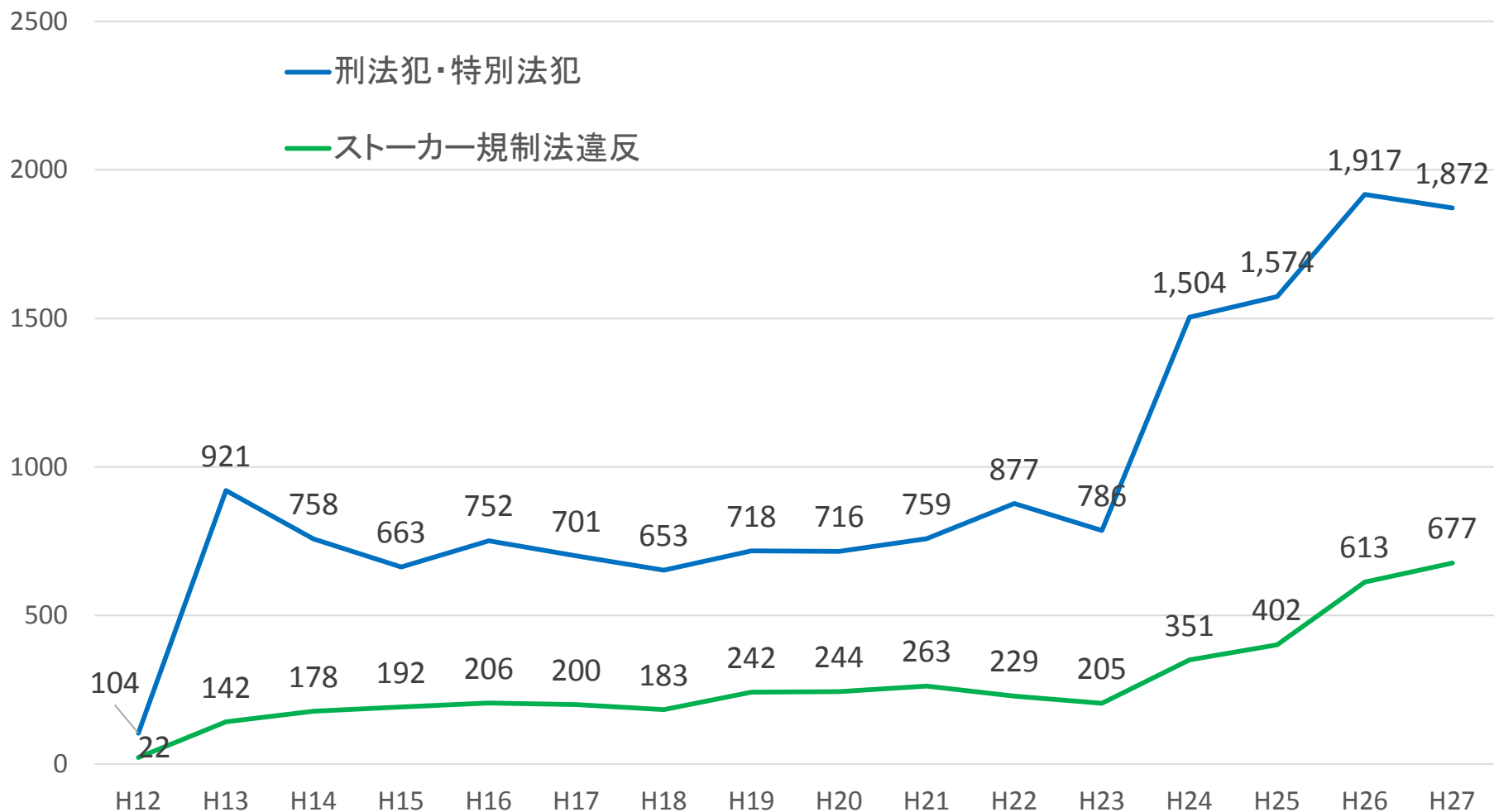
ストーカー規制法に抵触する動機	19,755
好意の感情	15,419
好意が満たされず怨恨の感情	4,336
ストーカー規制補に抵触しない動機	670
精神障害(被害妄想を含む)	85
職場・商取引上のトラブル	42
その他の怨恨	193
その他	350
不明	1,543

行為形態別

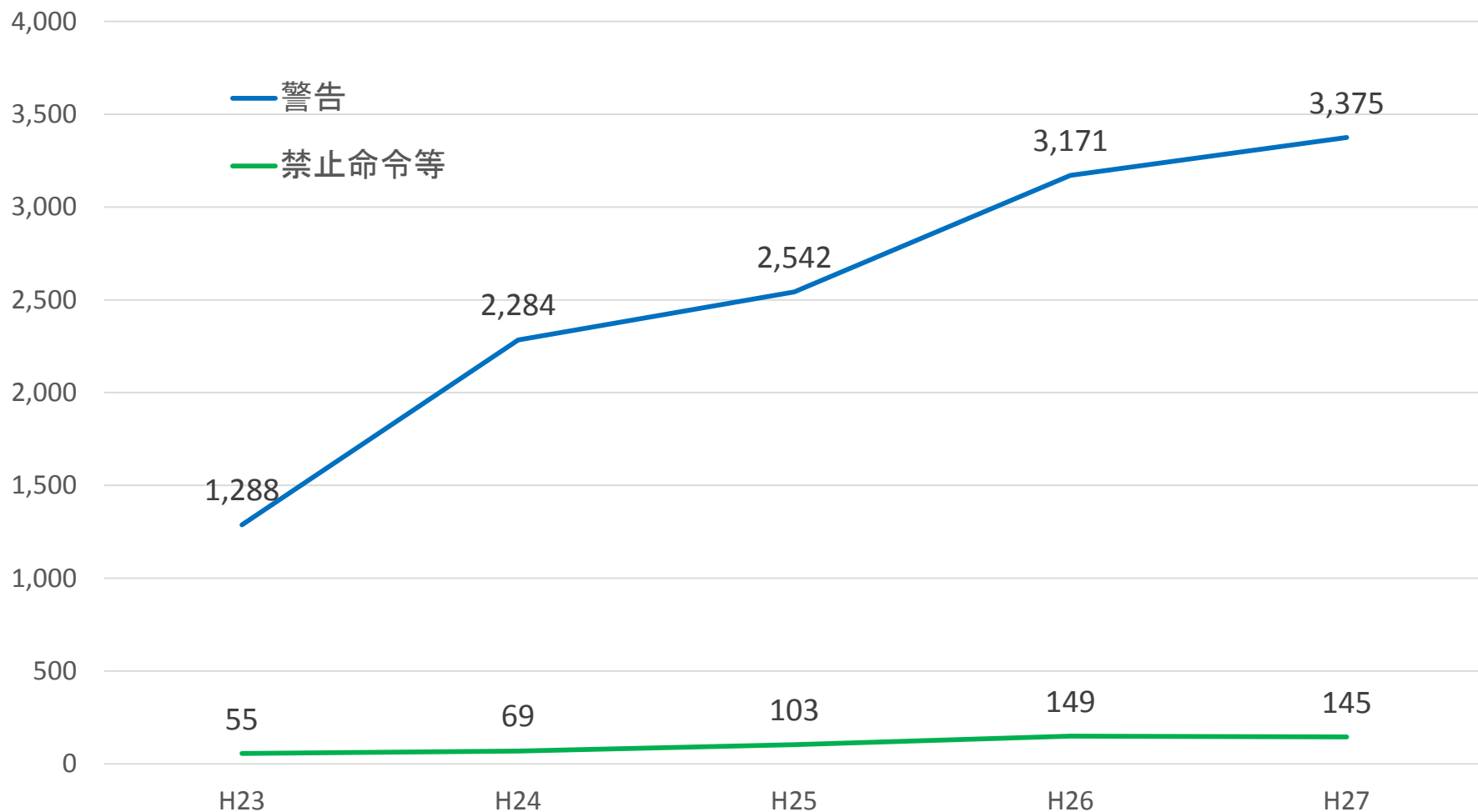
1号	つきまとい・待ち伏せ等	11,352
2号	監視していると告げる行為	1,362
3号	面会・交際の要求	10,426
4号	乱暴な言動	4,166
5号	無言電話・連続電話・メール	6,608
6号	汚物等の送付	139
7号	名誉を害する行為	861
8号	性的羞恥心を害する行為	1,134
その他		528
(ストーカー規制法で規制されていない嫌がらせ行為等)		

注)複数に該当する事案は、それぞれに計上。

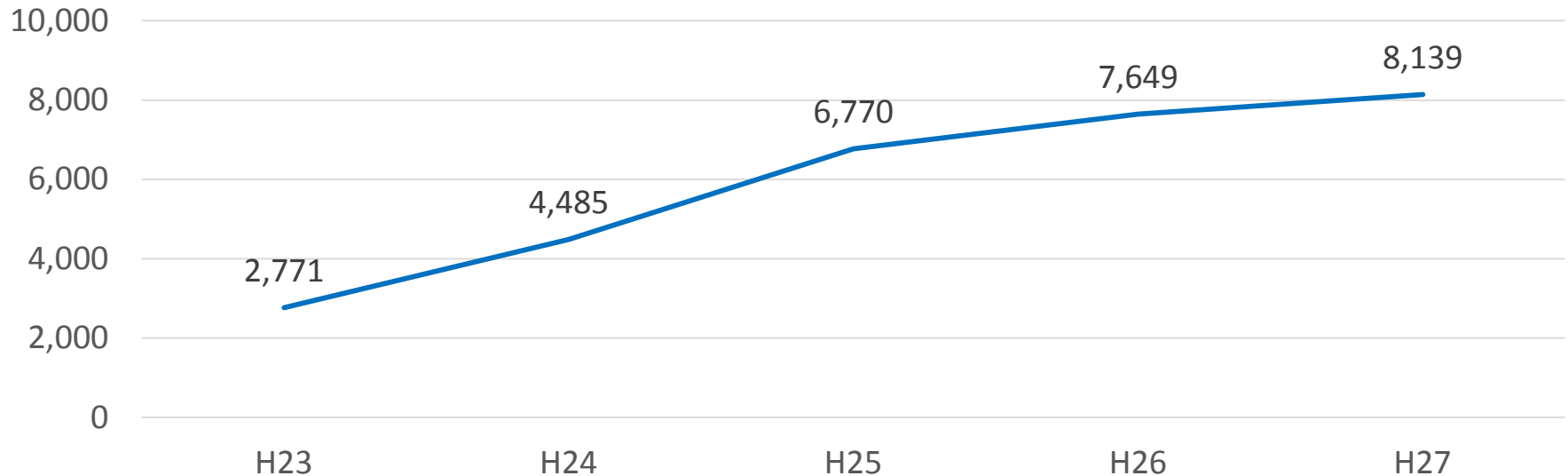
平成27年中のストーカー事案 (検挙件数の推移)



平成27年中のストーカー事案 (ストーカー規制法の適用)



平成27年中のストーカー事案 (本部長等の援助申出受理数の推移)

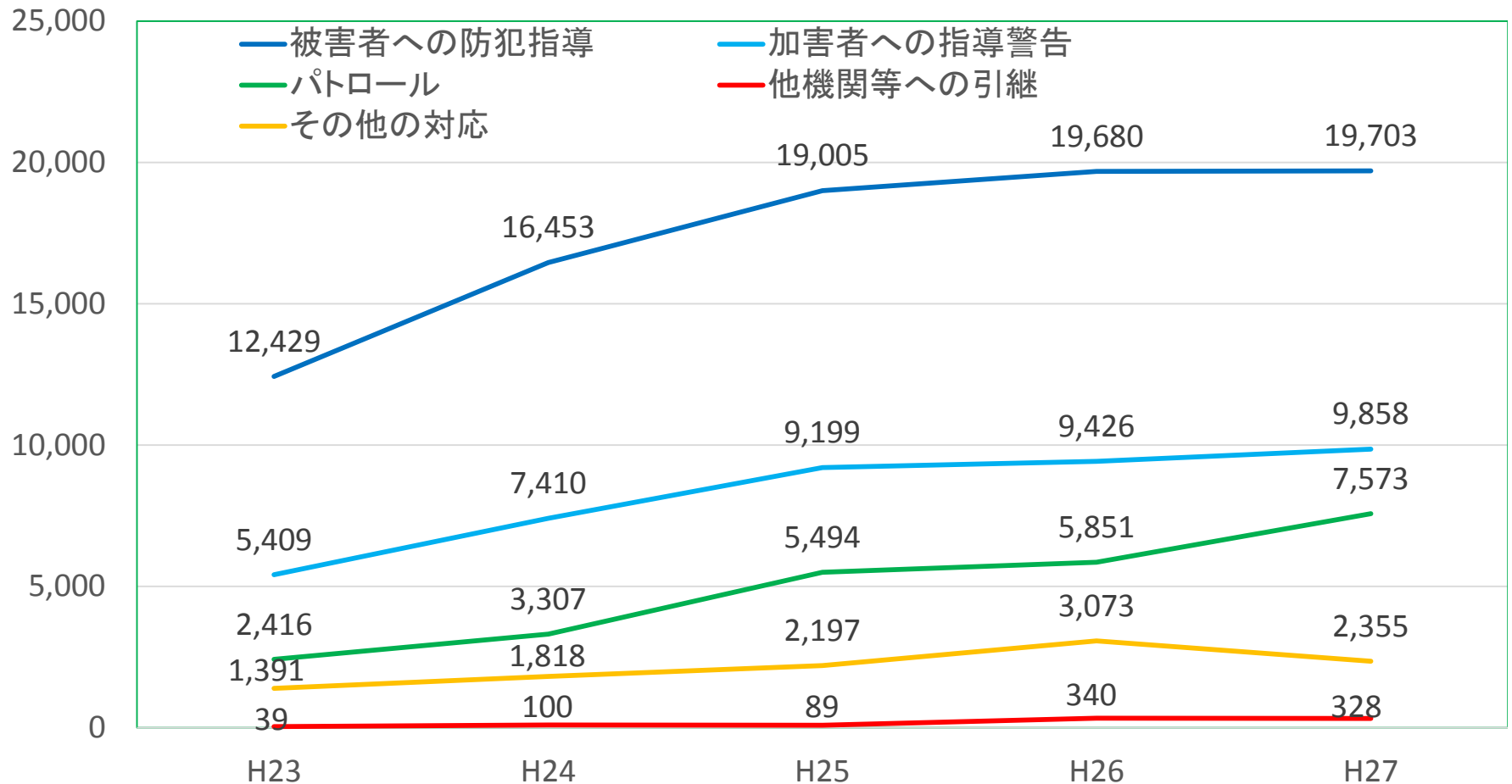


援助の主な内容 (H27)

- 被害防止のために適切な措置(6,696件)
 - 住民基本台帳閲覧制限事務に係る支援
 - 110番緊急通報登録システムへの登録等
- 被害防止措置の教示(2,013件)
- 被害防止に資する物品の教示又は貸出(606件)

注) 複数に対応した場合は、それぞれに計上

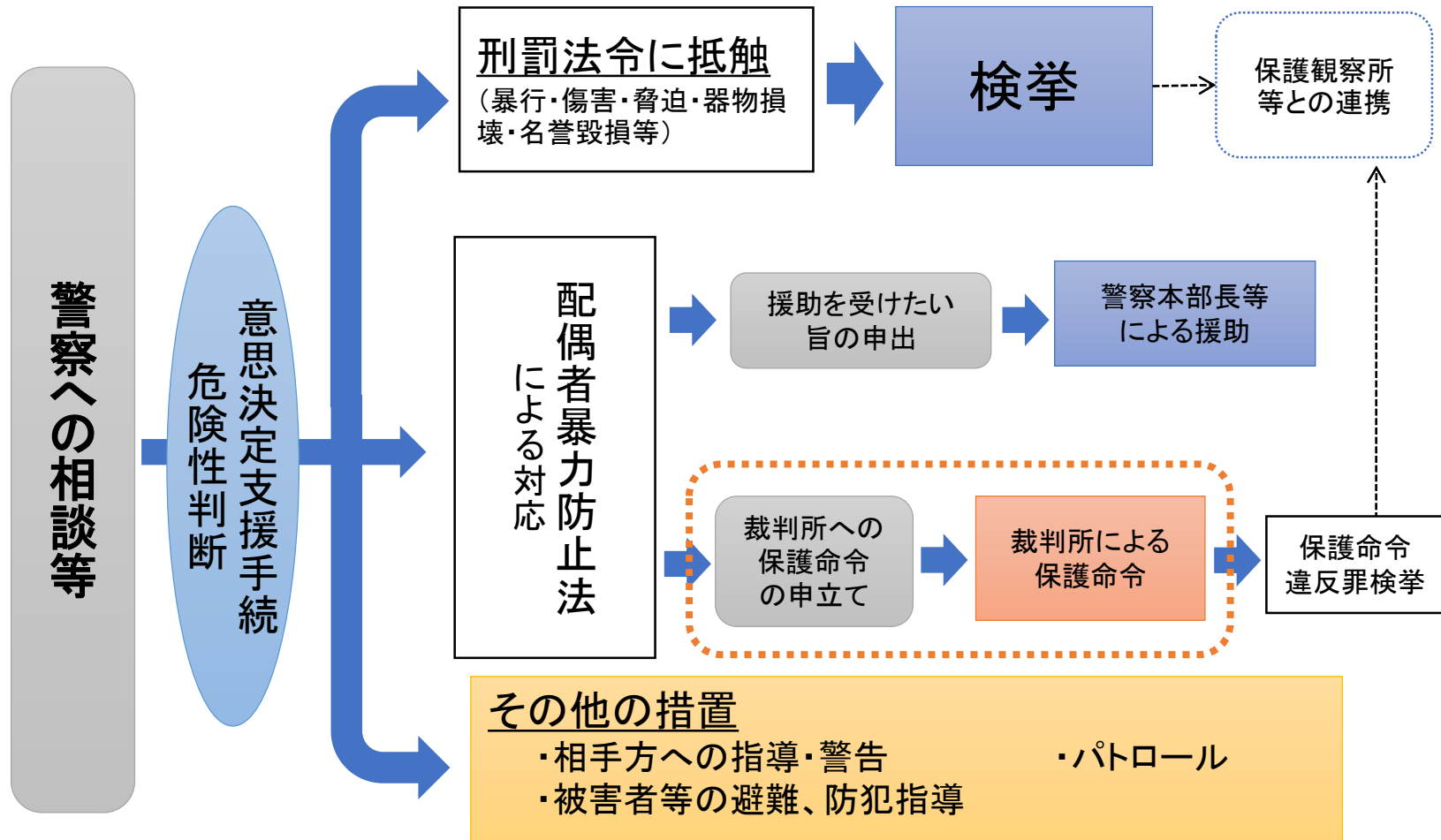
平成27年中のストーカー事案 (その他の対応)



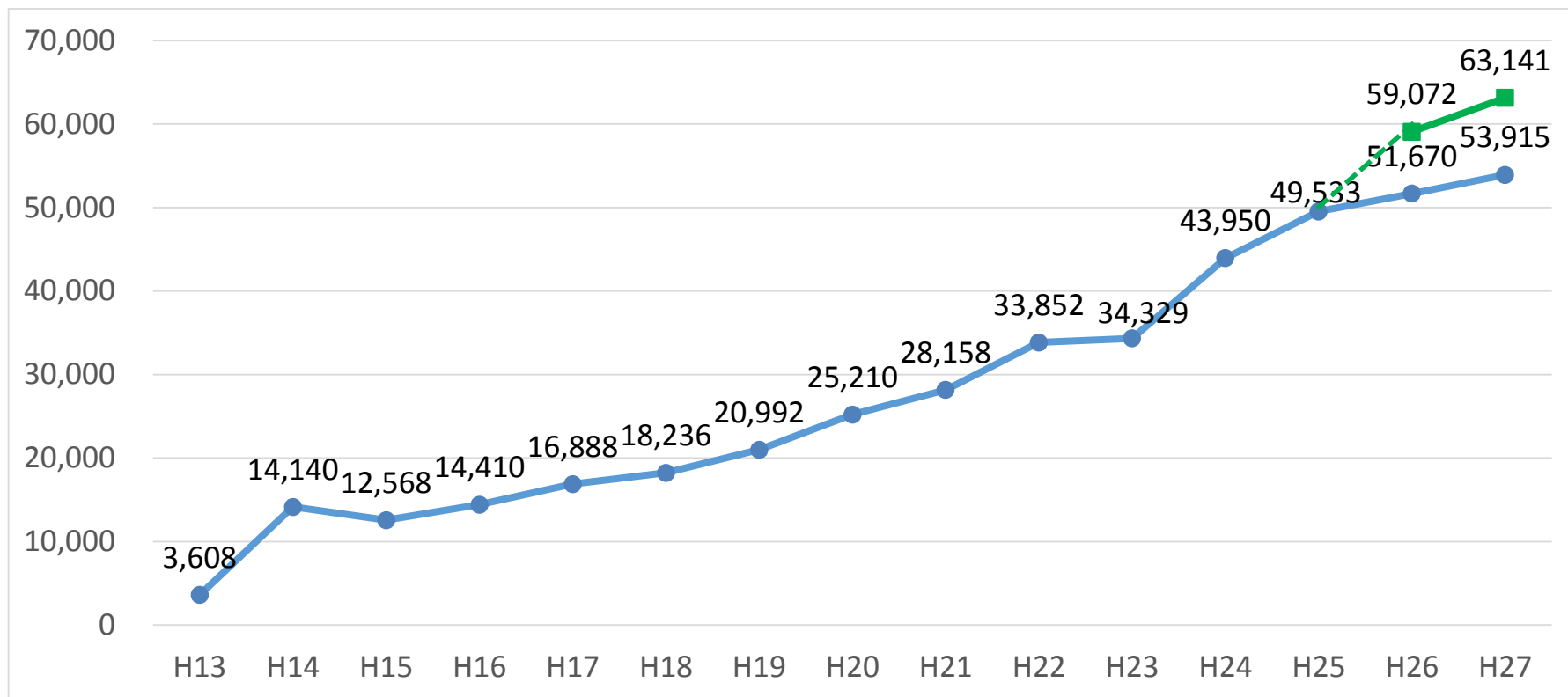
注1)「加害者への指導警告」は、警察法第2条に基づき口頭等で行う注意

注2)複数に対応した場合は、それぞれに計上

配偶者からの暴力事案等への対応



平成27年中の配偶者からの暴力事案等 (相談件数等の推移)



注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数
抵触しないものも含む。

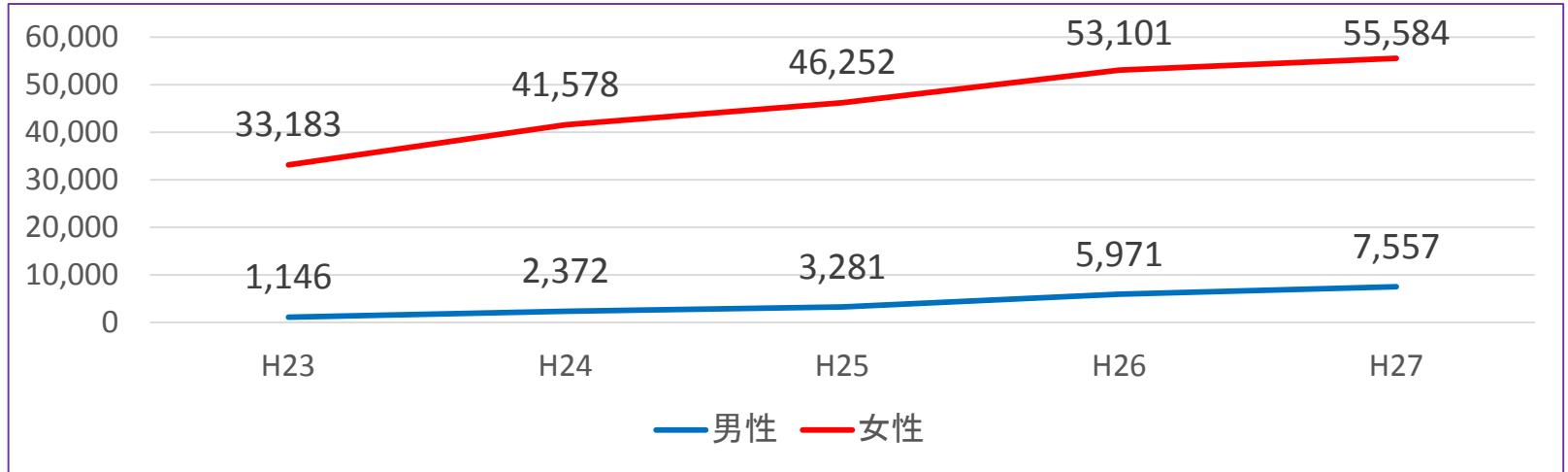
注2) 平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)移行の件数

注3) 法改正を受け、平成16年12月2日、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案についても計上

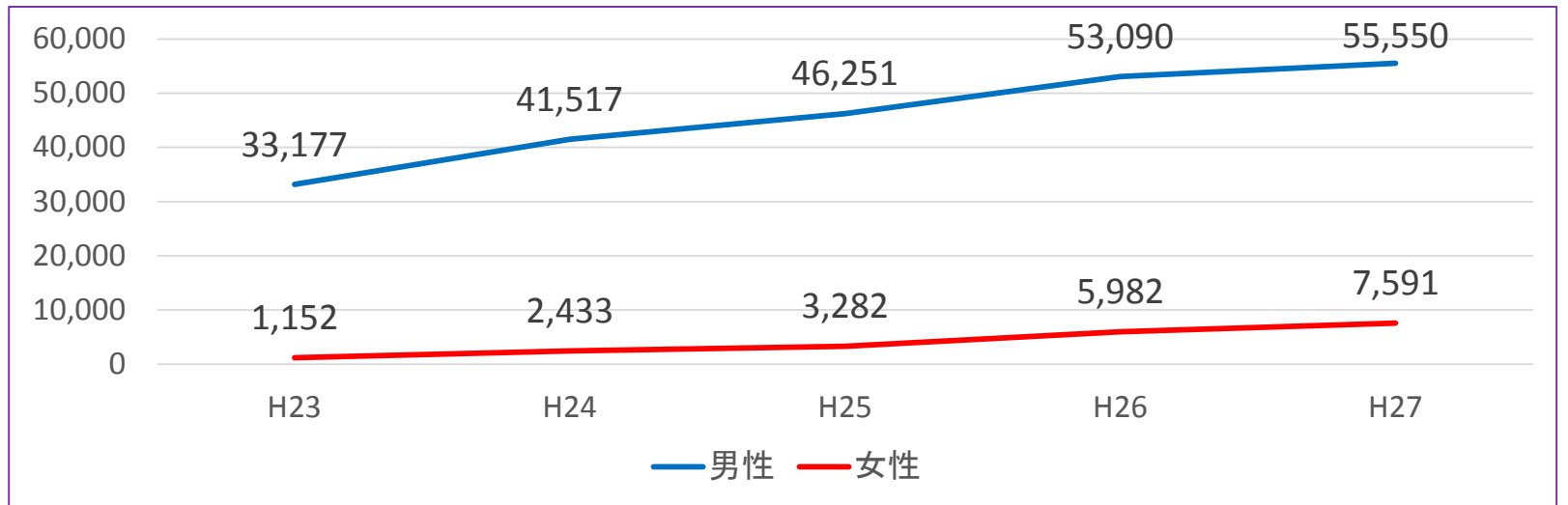
注4) 法改正を受け、平成26年1月3日以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

平成27年中の配偶者からの暴力事案等 (被害者・加害者の年齢・関係)

被害者

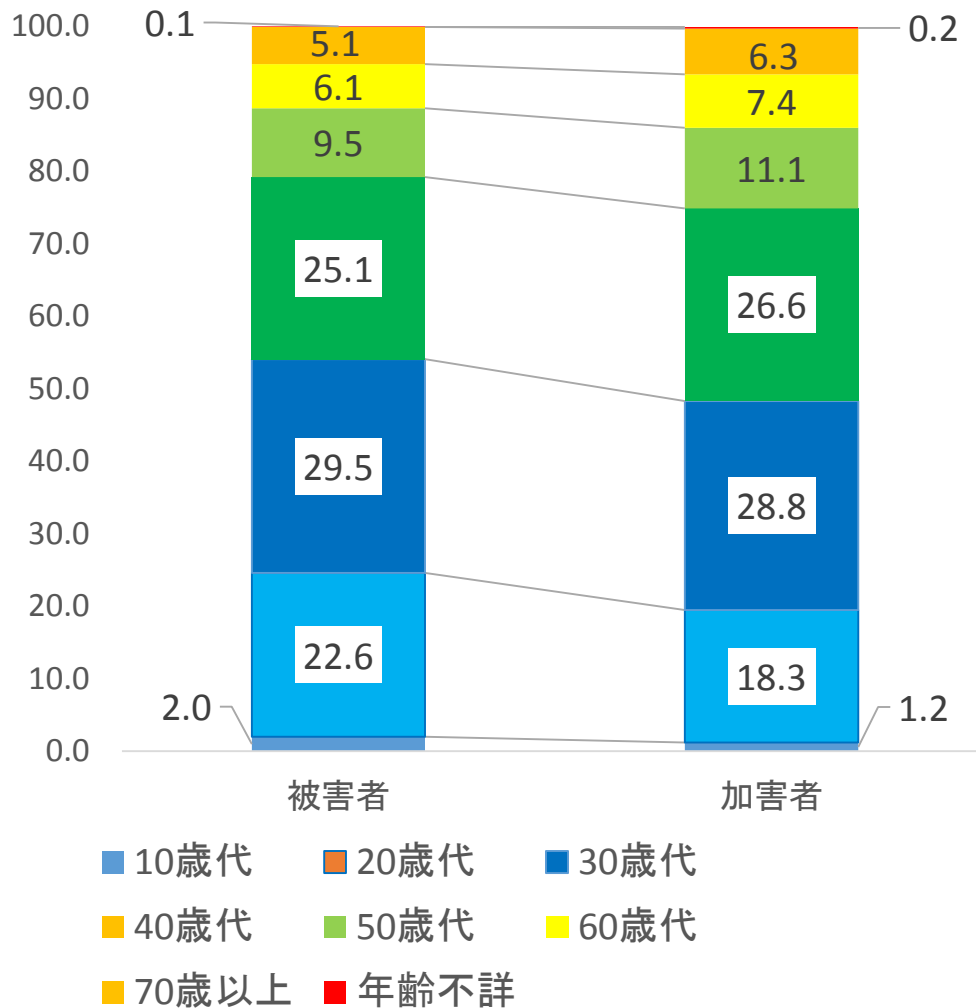


加害者

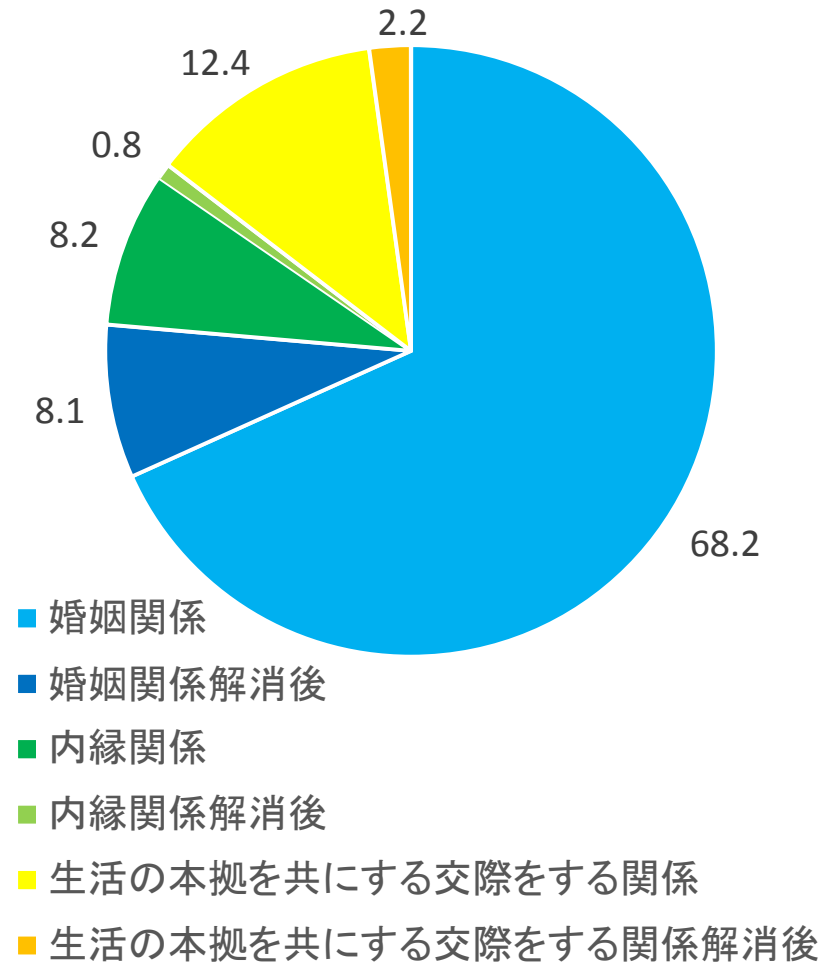


平成27年中の配偶者からの暴力事案等 (被害者・加害者の年齢・関係)

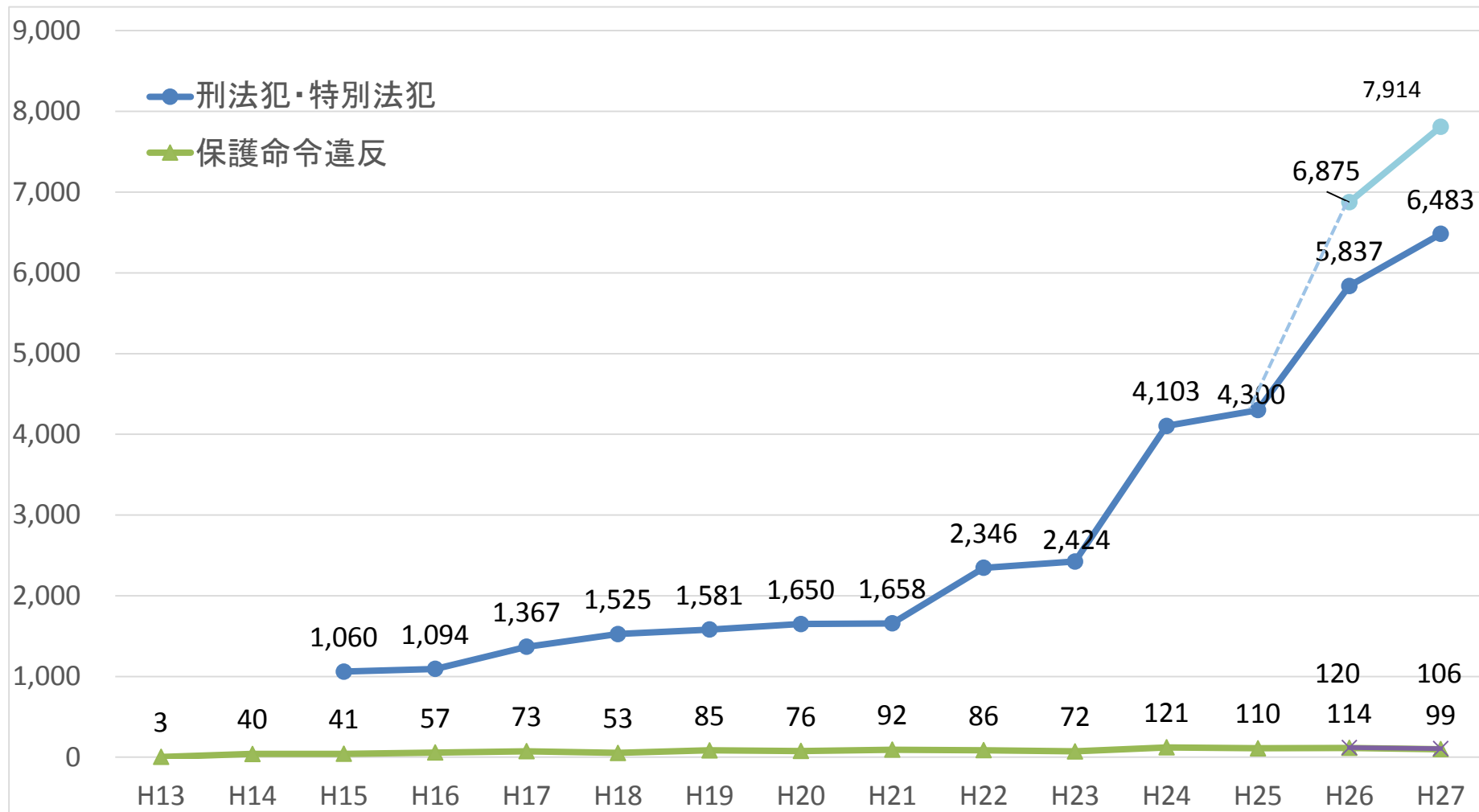
年齢



関係



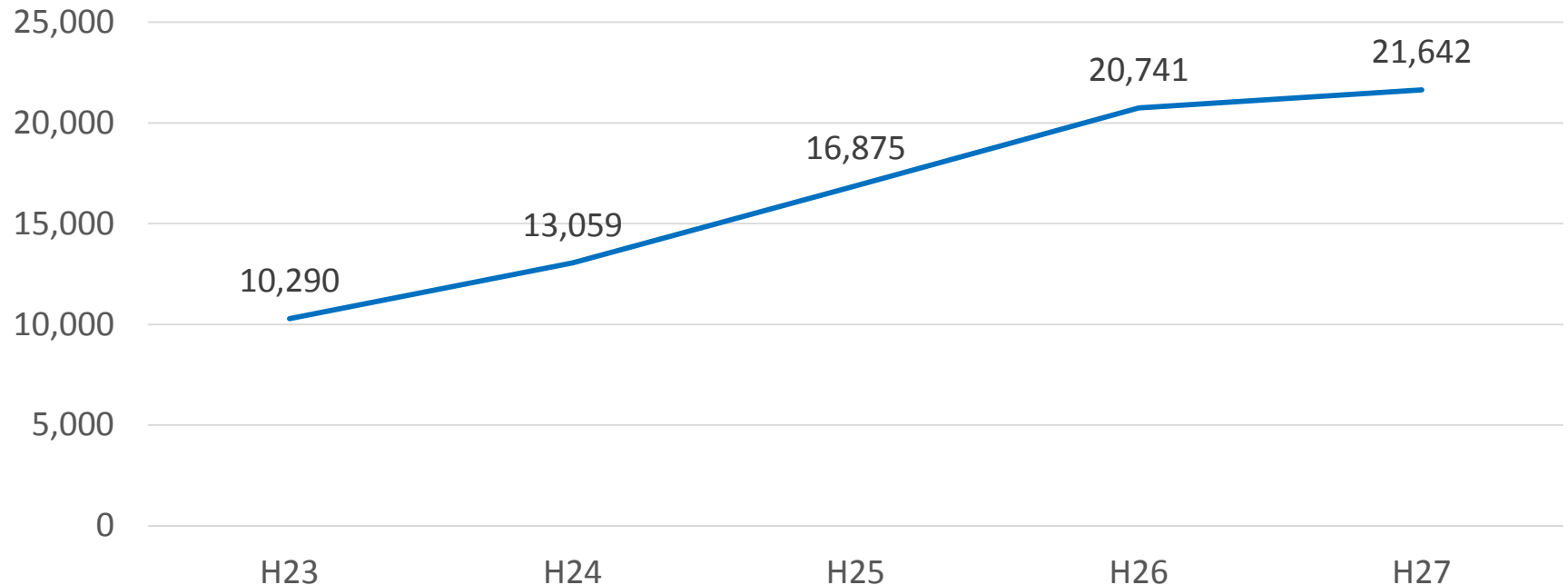
平成27年中の配偶者からの暴力事案等 (検挙件数の推移)



注1) 刑法犯・特別法犯の統計は平成15年から集計

注2) 法改正により、平成26年以降新たに「生活の本拠を共にする交際関係」が追加

平成27年中の配偶者からの暴力事案等 (本部長等の援助申出受理数の推移)

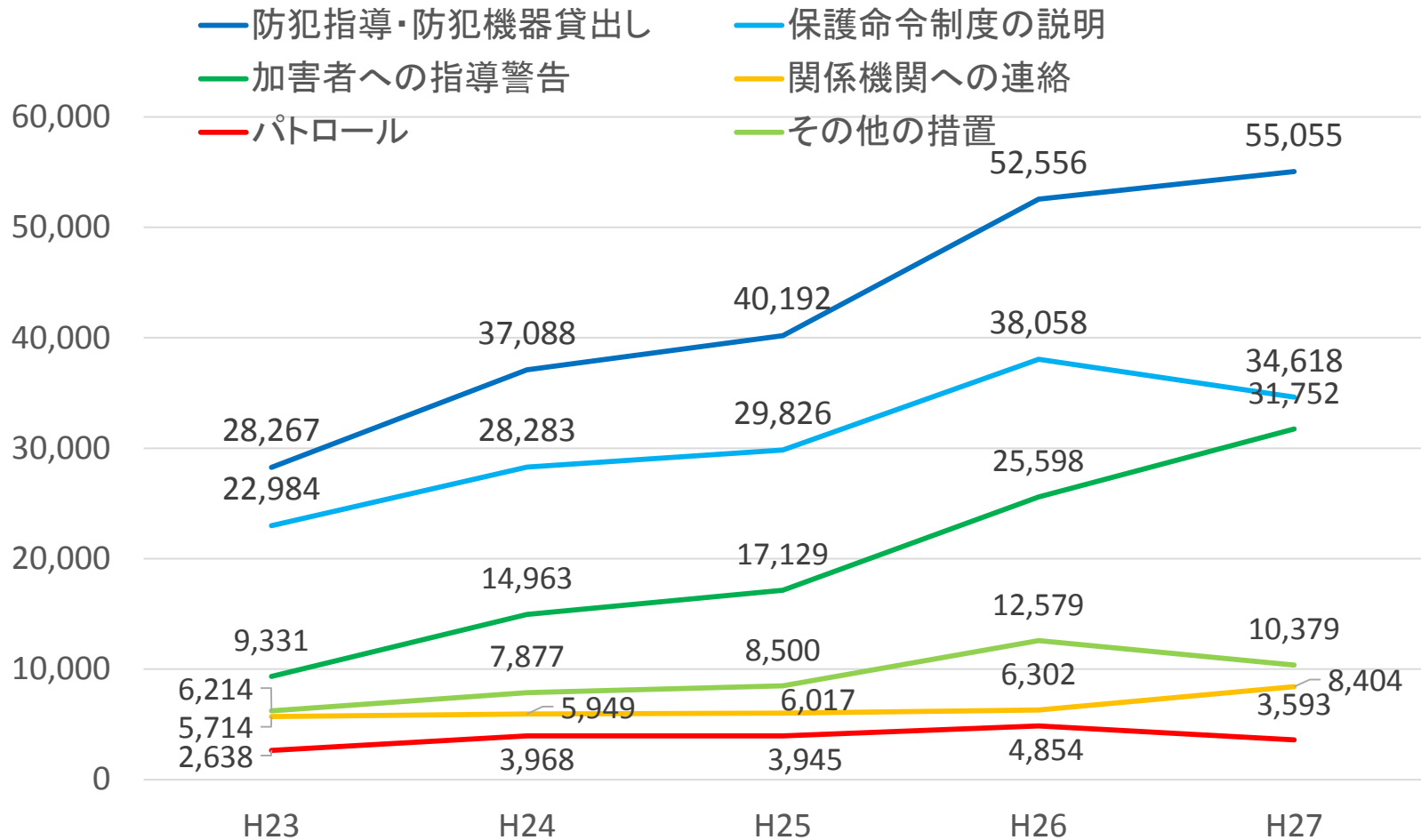


援助の主な内容 (H27)

- 住所等を知られないようにするための措置(10,131件)
- 被害防止措置の教示(6,096件)
- 被害防止交渉に関する助言(1,040件)

注) 複数に対応した場合は、それぞれに計上

平成27年中の配偶者からの暴力事案等 (その他の対応)



注1)「加害者への指導警告」は、警察法第2条に基づき口頭等で行う注意

注2)複数に対応した場合は、それぞれに計上

平成27年中の私事性的画像記録に係る事案 (相談等状況)

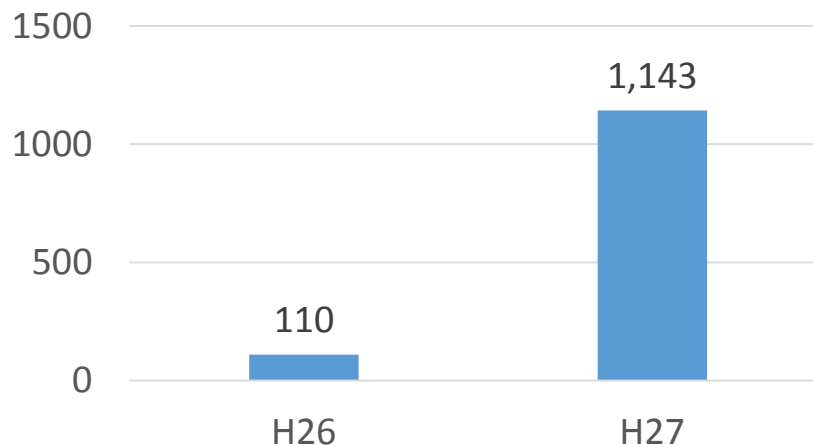
恋愛感情等のもつれに起因し、

○ 別れを切り出したところ、交際中に撮られた性的な動画がインターネットに投稿されたり、写真がばらまかれた

など、いわゆる「リベンジポルノ事案」に発展するケースが見られ、被害者やその家族にとって深刻な問題。

→ 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」施行
(H26.11.27)

(1) 相談状況

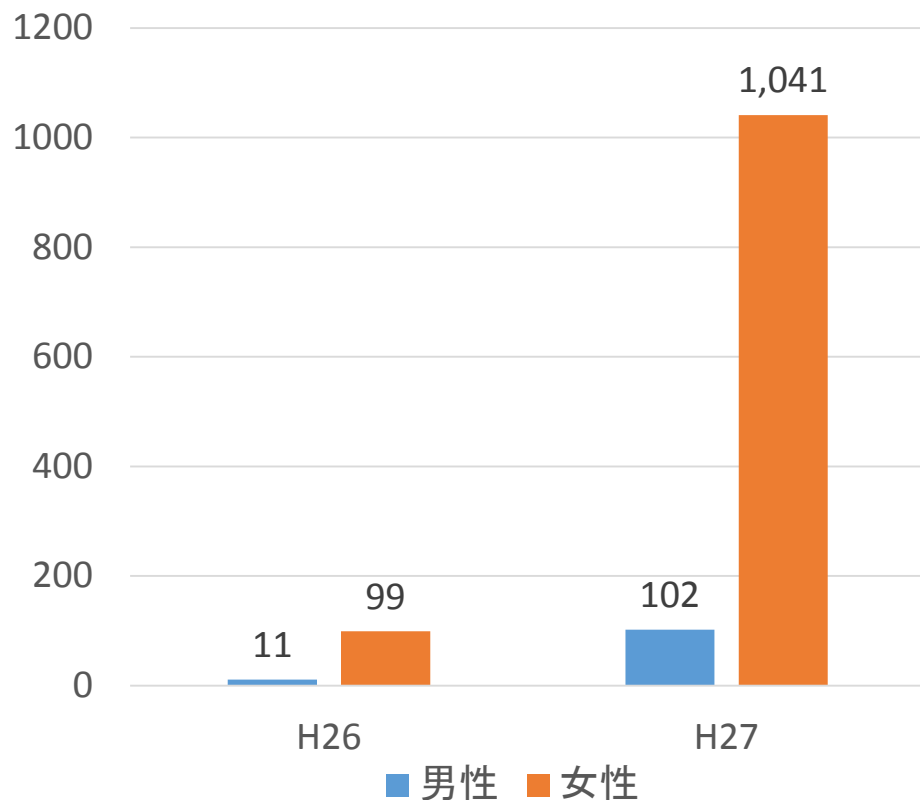


注)平成26年は、法の施行日(11月27日)以降の認知件数

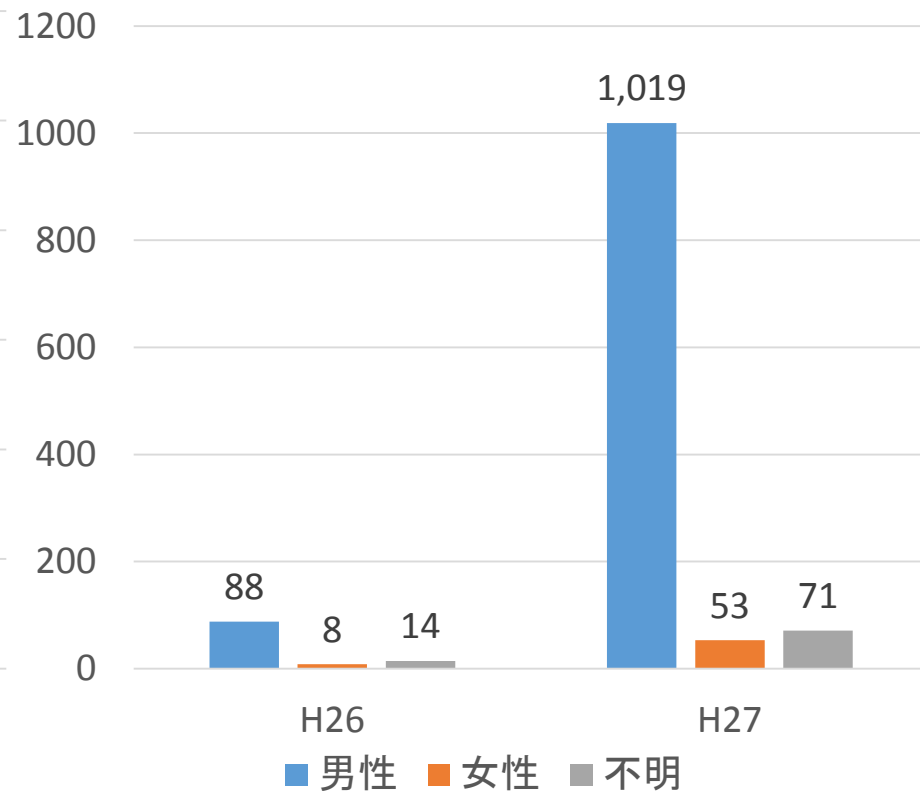
平成27年中の私事性的画像記録に係る事案 (相談等状況)

(2) 被害者・加害者の性別状況

被害者

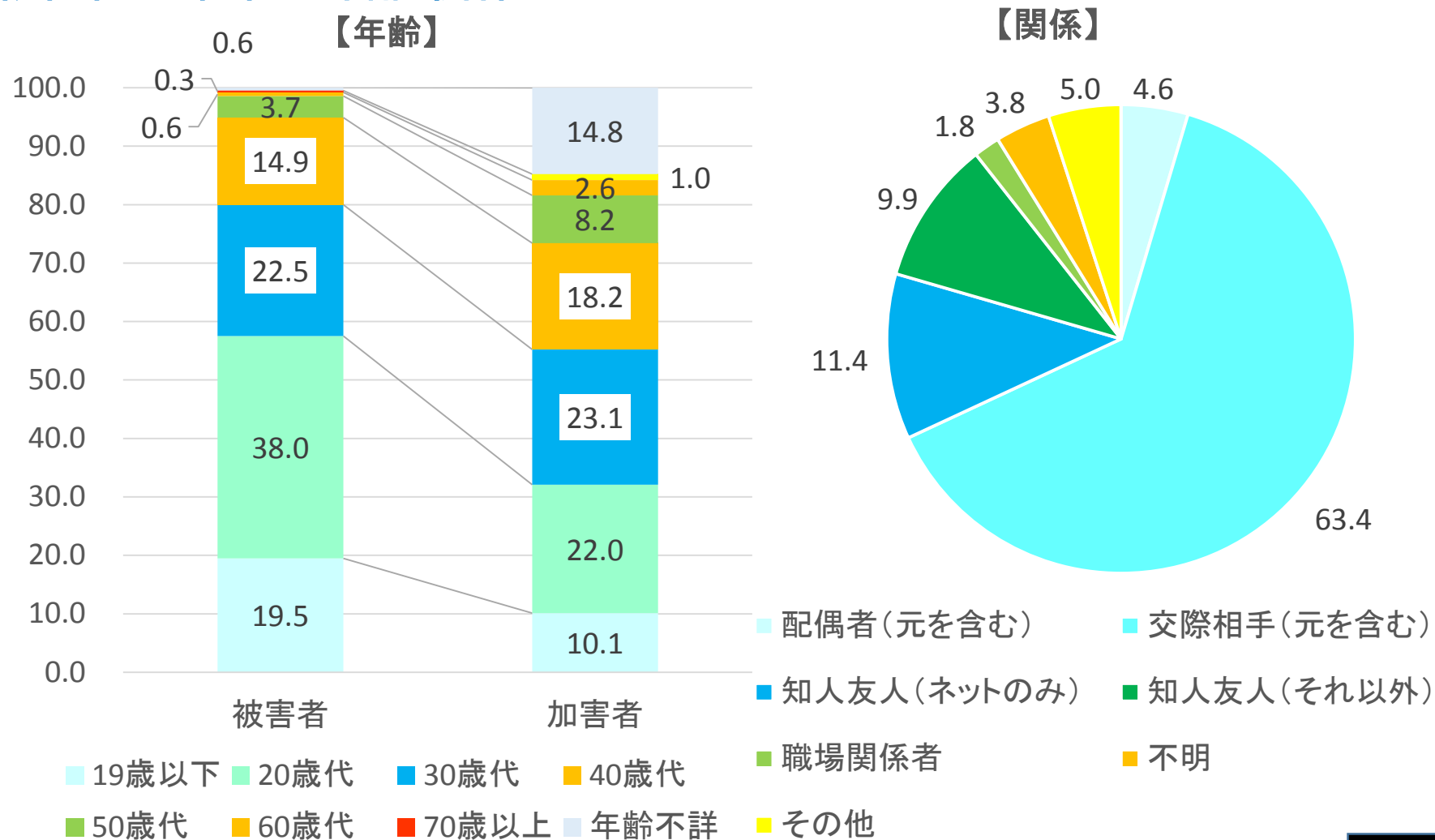


加害者



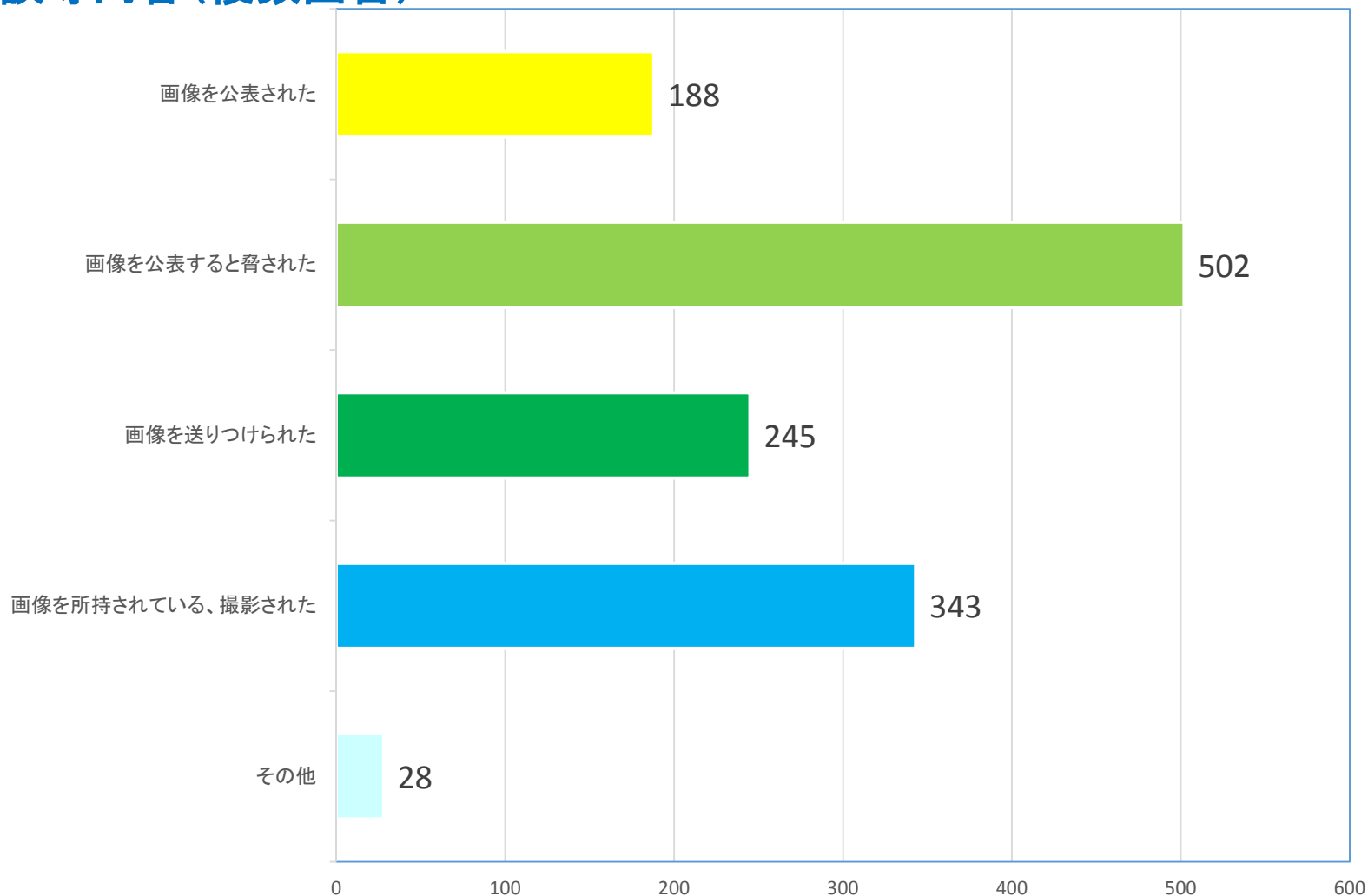
平成27年中の私事性的画像記録に係る事案 (相談等状況)

(3) 被害者・加害者の年齢・関係

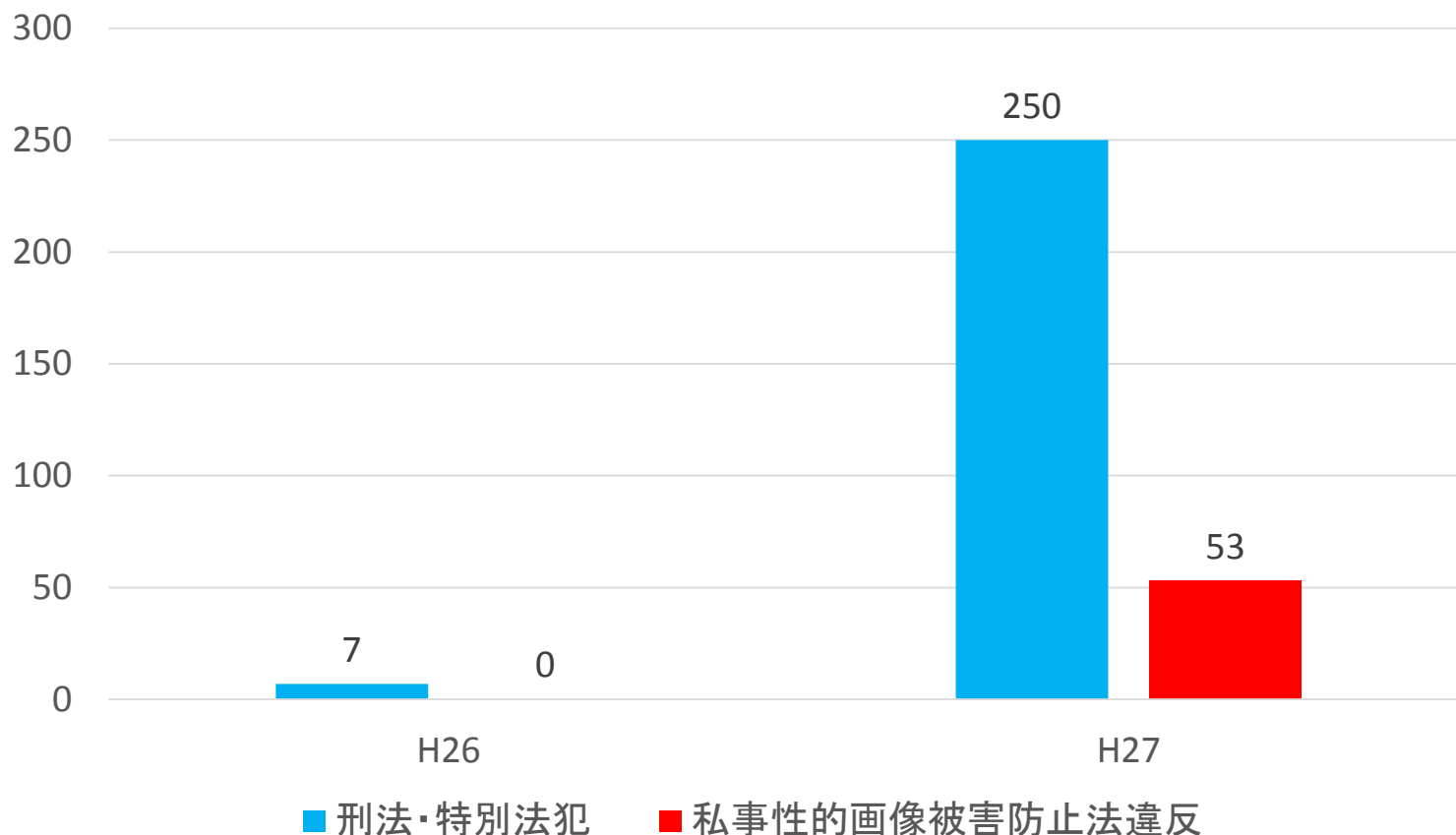


平成27年中の私事性的画像記録に係る事案 (相談等状況)

(4) 相談等内容(複数回答)



平成27年中の私事性的画像記録に係る事案 (検挙状況)



注)平成26年は、法の施行日(11月27日)以降の検挙件数

今後の取組

- 被害者等の安全確保を最優先とした加害者の検挙、被害者の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を引き続き推進
- 被害者等の一時避難経費等の活用及び被害者の安全確保のための関係機関等と連携した取組の推進
- 諸外国の取組等を踏まえたストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ等、加害者の更生に向けた関係機関等との連携の推進